

平成31年2月吉日

居宅介護支援事業所長各位

各務原市在宅医療・介護連携支援ステーション

モニタリングに関するアンケートへの協力依頼について

新春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年4月の介護報酬改定において、下記のとおり、かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師へのモニタリング結果の報告が義務化されました。各務原市内の実施状況について把握し、2月13日（水）開催予定のケアマネカフェにて、皆さんと情報交換したいと考えております。

つきましては、ご多忙の折とは存じますが、平成31年2月8日（金）までにFAX（058-382-9853）にて、御回答いただきますようお願い申し上げます。

記

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（抄）
（平成11年7月29日老企発第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

また、利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報は、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師が医療サービスの必要性等を検討するにあたり有効な情報である。このため、指定居宅介護支援の提供に当たり、例えば、

- ・薬が大量に余っている又は複数回分の薬を一度に服用している
- ・薬の服用を拒絶している
- ・使いきらないうちに新たに薬が処方されている
- ・口臭や口腔内出血がある
- ・体重の増減が推測される見た目の変化がある
- ・食事量や食事回数に変化がある
- ・下痢や便秘が続いている
- ・皮膚が乾燥していたり湿疹等がある
- ・リハビリテーションの提供が必要と思われる状態にあるにも関わらず提供されていない状況

況

等の利用者の心身又は生活状況に係る情報を得た場合は、それらの情報のうち、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師の助言が必要であると介護支援専門員が判断したものについて、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。なお、ここでいう「主治の医師」については、要介護認定の申請のために主治医意見書を記載した医師に限定されないことに留意すること。

モニタリング実施状況に関するアンケート回答用紙

以下の設問について、該当するものにチェックしてください。

Q 1 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師へのモニタリング結果が義務化されたことはご存じでしたか？

知っていた

知らなかった

Q 2 かかりつけ医・かかりつけ歯科医・かかりつけ薬剤師へモニタリング結果を報告したことはありますか？

報告したことがある

報告したことはない

Q 3 モニタリング用紙は事業所内で作成されていますか？

作成している

作成していない

Q 4 モニタリング用紙は市内で統一した方がよいと思いますか？

統一した方がよい

個々の事業所で作成した方がよい

わからない

Q 5 各務原市在宅医療・介護連携支援ステーションに関して、ご意見・ご要望がありましたら、自由にお書きください

ご協力ありがとうございました。